

日 E U 経済連携協定の税率適用に係る
N A C C S の原産地証明書識別コードの追加について

平成31年 1 月
※令和元年11月更新

日EU経済協定発効に伴う原産地証明書識別コードの追加について

- ・日EU・EPA税率を適用するため、原産地証明書識別の先頭2桁「原産地（申告）種別」に新たなコードを追加します。
- ・日EU経済連携協定で使用する原産地証明書識別の組合せは、下表**赤字**の組合せのみとなります。

原産地証明書識別の体系

原産地証明書識別（4桁） = 原産地（申告）種別（2桁） + 原産地証明者等区分（1桁） + 貨物の種類（1桁）

原産地（申告）種別		原産地証明者等区分		貨物の種類		
WK	国定・WTO協定	T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）	WTO協定・国定	G	協定用原産地証明書の提出がある貨物
⋮	⋮	A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）		R	貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物
EU	日EU経済連携協定	P	製造者による原産品申告書		⋮	⋮
2A	日EU経済連携協定（アンドラ）	Q	製造者による原産品申告書（原産性に関する情報が提出できない場合）	EPA	1	EPA関税割当品目で、EPA関割証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの【EPA関割証明書及びCO等を提出】
⋮	⋮	E	輸出者による原産品申告書		2	EPA関税割当品目でEPA関割証明書があり、少額扱い貨物【EPA関割証明書提出、CO等提出なし】
		F	輸出者による原産品申告書（原産性に関する情報が提出できない場合）		3	EPA関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【EPA関割証明書提出、CO等提出なし】
		I	輸入者による原産品申告書		4	EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【CO等を提出】
		O	原産地証明書等の提出が不要な場合		5	少額扱い貨物【CO等提出なし】
					6	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【CO等提出なし】
					7	EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物

※「2A」は、HS第25～97類に分類される品目に限る

※「O（オー）」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む

日EU・EPA税率を用いる際の注意点

※日EU経済連携協定では、非EU加盟国であっても適用の対象となる国（モナコ、アンドラ、サンマリノ）が存在します。また、EU加盟国の領域であっても、適用の対象外である場合があるため、輸出入申告の際には、「日EU・EPA税率の地理的適用範囲表」をご確認ください。
 (リンク：http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/eu_territory.pdf)